

令和5年豊能町議会5月会議  
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和5年5月15日（月）

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会5月会議  
福祉教育常任委員会

年月日 令和5年5月15日(月)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

高尾 靖子 池田 忠史 吉田 正子  
永谷 幸弘 永並 啓 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 管野英美子(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
保健福祉部長	小森 進	保健福祉部理事兼健康増進課長	浅海 毅
政策監住民部長	大西 隆樹	こども未来部長	仙波英太郎
総務部長	入江 太志	福祉課長	仲村 晴好
保険課長	岡本めぐみ	税務課長	清水 義和
住民人権課長	萩原 哲也	環境課長	泊 進
教育総務課長	吉澤 亘	義務教育課長	峯 亜希子
こども育成課長	竹内 弘明	生涯学習課長	千歳あや乃

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長 浜本 正義 書 記 杉田 庄司

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和5年豊能町議会5月会議付託案件について

- ・ 第22号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- ・ 第23号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件

2. その他

午後1時 開会

○委員長（高尾靖子君）

こんにちは。御苦労さまでございます。

ただいまから福祉教育常任委員会を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

また、傍聴につきましては、第1会議室にて、音声傍聴の形をとらせていただきますので、御了承願います。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

福祉教育常任委員会を開催させていただきましたところ、皆様にはですね、お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

本日は案件が2件でございますが、しっかりと慎重審議をいただきましてですね、適正に御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

それでは、座らせていただいてよろしいでしょうか。

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和5年豊能町議会5月会議付託案件についてを議題といたします。

第22号議案、豊能町印鑑条例改正の件を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

萩原住民人権課長、お願いします。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

よろしくお願いいたします。

第22号議案、豊能町印鑑条例の改正の件につきまして提案理由の説明をいたします。

S i d e B o o k s の本会議の中の議案書8ページを御覧ください。

今回の改正は電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の主な概要について説明いたします。

S i d e B o o k s 内の議案概要ファイルですね、11ページの条例の概要を、12ページの町印鑑条例新旧対照表とあわせて御覧ください。

現在第15条第3項で、個人番号カード、マイナンバーカードを利用することにより、コンビニ等にありますが、今回、マイナンバーカードの機能、電子証明書を搭載したスマートフォンの利用でも、印鑑登録証明書の自動交付を受けることを可能にするため、条例を一部改正するものでございます。

なお附則としまして、この条例は規則で定める日より施行するものでございます。

説明は以上です。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

既にね、e-Taxなんか僕も何年前からやってるんですけど、e-Taxと同じような考えで出来てるんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

はい、萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

先ほど御質問の件ですけれども、e-Taxとかであれば署名用電子証明というのになるんですけれども、それはマイナンバーカードをかざしたりとかしてですね、利用されると思うんですが、今度マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するという事なのでそれをかざすことなく、マイナンバーカードをスマートフォンの中に、機能を入れてしまって、それを使うということですので、マイナンバーカード用の電子証明書とは別に、スマートフォン用の電子証明書の発行が新たにできるということになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

それがよくわからないんだけどね。

心配事は、スマホこれを失ったときにどうなるかとか、そういうことはもうちゃんと出来ているんですか。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

これ、実際どうやって使うかという、まず、スマートフォンをまず用意しまして、そこに、マイナンバーカードの機能を登録するんですけどそのときは一番最初は、マイナンバーカードをかざして、スマートフォン用の電子証明書の登録します。

それで本人確認して、登録して次に、実際に利用するとき、それはもうマイナンバーカードをかざさんと、そのままスマートフォンを使ってやるんですが、その本人確認はどうするかという、今ちょっと情報が入ってきているのは、生体認証、指紋認証ですね。

こちらをすることで、本人確認をとって、利用すると、もしくはPINコード、そちらのほうを使って本人確認をするというような仕様になってます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そうすると個人番号カードを使ってもできるし、次によって書いてあるから、二通りの方法が、行けるわけね。

別にスマホを持ってない人もいたはるやろうから。

その人がナンバーカードを持ってきて、端末の前を置いて、今そんなんやってますよね確か、そこ置いてくださいとか、それでやっても別に問題はないが、それプラスアルファがスマホということによろしいか。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

そうですね、委員おっしゃるようにマイナンバーカードを活用しての利用というのも毎回マイナンバーカードを使わないと出来なかったんですが、それを利用率の向上というか利便性を図ってマイナンバーカードを最初に登録しておく、スマートフォンに登録しておけば、いちいちマイナンバーカードを使うことなく使えるということですので、例えば、今ちょっと印鑑登録証明書の件なんですけど、例えばコンビニ交付で実際に行く時、今でしたらマイナンバーカードを持って行って、印鑑登録証明書の交付っていうのをコンビニ等でするんですけれども、それを最初に、スマートフォン上にマイナンバーカードの機能を登録することで、今度はマイナンバーカードを持っていかんと、スマートフォンを使ってコンビニで交付することができると、そうい

った仕組みになっています。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

スマホを利用するときに、PINコードと、それから、ちょっと指の指紋と言われるんですけど、どうやって指紋を入れてまたPINコードっていうのは。PINコードをちょっと説明をお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

皆さんスマートフォン使うときに、例えば、ほかの人に中身見られないとか使われないように、ロックかけて、最初にロック外すときに、PINコードであったり、生体認証の指紋認証であったりして、それを認証させることで本人の利用ができるというような形なのでそれで本人確認をとってという内容になっています。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

そしたらかざすとかそういうことではなくて、どうやってそれを説明もうちょっとすいません、分からへん。申し訳ない。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい、住民人権課の萩原です。

ちょっとごめんなさい、イメージがわくように言いますと、まずですね、最初に、スマホとマイナンバーカードの機能を登録するのに、マイナポータルというアプリをダウンロードして、そこで、まずスマートフォン用の電子証明書を認証させるんですね、登録をしてくんです。

次に実際に今度使うときに、登録した証明書を出すというようなことですので、そのときにPINコードであるとか、生体認証とか、そういったもので、入って行って、それを使うということでそれを今、印鑑登録証明書の発行で言いますとコンビニにスマートフォンを持って行って、ただちょっと詳しい情報わからないんですが、それなりのQRコードか何かというの、あって、それをかざしたりすることで、交付するというような形になるのかなというふうにはちょっとQRコードになるかどうかというのはまだちょっと情報がおきてないの、はっきり言えないんですけど、そういったもので交付しているのを想定しております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

今回これ印鑑条例改正の件なんですけれども、国から出てきてるのはこの分だけですか、例えばほかに、例えば戸籍謄本とかですね。

住民票なりマイナンバーカードで、実際できるところできるんですけども、今回この印鑑証明の関係だけが国からの改正できてるんでしょうか。

その点についてお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

そうですね。こちらのほうで今、コンビニ交付してるのがですね、住民票と印鑑登録証明書の2種類だけなんです。

それらについて、今言ったように、今までであれば、マイナンバーカードを使って交付してたのが、その機能を持たしたスマートフォンで交付することが可能になったということでルール上そのまま印鑑登録証明書のほうにもコンビニ等で自動交付するには、今であればマイナンバーカードでの

みしか出来ないとなっていたやつを、スマートフォンでもできるようにということで今回改正させていただきました。

あと、今後ほかにどんなができるのかというたとえば今、マイナポータルとかでの活用とかするのに、今であればマイナンバーカードをアプリにかざしてですね、使ったのが、それが一々かざすことなく使えるようになるとか、あとは今後、保険証とかも、今であればマイナンバーカードを持って医療機関に行かなあかんのが、今後それも、スマートフォンでできるようになると。

ただ、これはちょっとすぐには出来ないということを聞いてますので、そういったものができるようになるかと。

あとはマイナンバーカードを使った民間のサービスで本人確認とかとる分が、順次適用になるかなということ、例えば銀行の口座とか、証券の口座とかを登録するのに、スマートフォンを使ってできるようになるとか、そういったことが考えられます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○永谷委員（永谷幸弘君）

印鑑証明わかってます。住民票と二つこれは豊能町だけですよね。ほかは、戸籍抄本も当然とれるようになってると思うんですけど、この住民票もこのスマホでできるんですか。ちょっとその辺については、今まで聞いたことないんですけど。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。

ほかの自治体とかであれば例えば、戸籍であるとか、税の証明とかいうのがコンビニ等で交付できるようになると思うんですが、本

町のほうでは、住民票と印鑑登録証明書のみコンビニ交付でできるということで、今マイナンバーカードを使って発行できるものを、その代わりにスマートフォンになるだけの話なので、その二つに関しては、スマートフォンで出せるということになります。コンビニ等の交付ではそれができるということです。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

わかりました。

この条例は規則で定める日から施行すると書いてあるんですけども、いつ頃を予定されてるのか。その間、多分国からの交付金いただいているんな端末機器の調整なりあると思うんですけども、今予定されてるのはいつ頃を予定されてますか。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい、住民人権課の萩原です。

法の改正が5月11日でマイナンバーカードの機能をスマートフォンに使えると、スマートフォンに搭載することができるようになったというのが法の改正であって、それからコンビニ交付で使えるようになるというのは今ちょっと国からの情報でいうと、いつというのはちょっと日はまだ未定なんです。

これから、地方公共団体情報システム機構、この機構のほうで、作業のほうをして後、コンビニとの調整こういったものがあって、あとは、こちらのうちのほうのベンダーの簡単な設定、それらがあって、やっと使えるということでもっとまだ今の段階では、いついつのはちょっと言えないもんですから、この規則で施行日というのを決めるということにさせていただきます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

コンビニのほうでスマホかざしてやるということなんですけど、当然コンビニのほうの機械についても、改造というのが必要になるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

その辺りの詳しい情報というのはちょっとはっきりわからないんですが、これは先ほど言った機構のほうでコンビニと調整してやりますのでシステムのバージョンアップでできるのか。

今、読み取りできるのが、今マイナンバーカードを置く場所があったりとかあとは何かスキャンできるようなスペースがあるんでスキャンできるスペースを使って、例えば、QRコードか何かを使って、かざして、マイナンバーカードのかわりになるのかなというふうな、ちょっと予想はできるんですがちょっとまだ詳しい情報が国のほうからおりてきていないもんですからちょっとはっきりということが出来ません。

よろしくお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○永谷委員（永谷 幸弘君）

今日のこの議案提出ということで、これからどうなるかまだはっきり決まってないんですけども、町としては1日も早く前倒しで進めていくということで国の動向当然関係するんですけど町としては1日でも早くにこれに向かって進めていくために今回提案したという解釈でいいですかね。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

委員おっしゃるようになりますね、法改正が進みましたので後は、こちらのほうの条例改正を進めば、利用開始とともにできるということになるんで一応、準備だけは整えておいて、いつ、いつ、これが供用開始になってもすぐできるように、もうはなから規則の改正というのも用意しておいて日にちだけ決まったらすぐ、動けるように、すぐサービスができるように改修ができるようにということで、段取りをしています。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

説明ありがとうございますよくわかりました。

お聞きしたいのは、スマホであろうがマイナンバーであろうがコンビニの利用金額っていうのは、どうなるんでしょう。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原 哲也君）

はい、住民人権課萩原です。

金額のほうは、設定は同じにしてあります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかにございますか。

はい。池田副委員長。

○副委員長（池田 忠史君）

デジタル庁から出てる資料によりますと、当初の予定では、アンドロイド端末でしか使えないとかいうことも出てますけれども、その辺は、実際どういう形の予定になっているんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）



萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原 哲也君）

住民人権課の萩原です。

これも国からいただいている情報のほうでちょっと説明させていただきますと、アプリのほうなんですけれども、まずアンドロイドアプリからリリースするというので今も5月11日からアンドロイドのアプリではできると。なので、アップルですね、i OSこちらのほうは、まだ当面の間、まずアンドロイドからするというふうな情報を得てますし、アンドロイドの端末であっても、これ、スマートフォンに電子証明書搭載できるようなスペックのスマートフォンじゃないとあかんのでOSでいうと、アンドロイドの9.0というふうに聞いているんですが、そういったものである必要があったりするので、全てのアンドロイドの端末がすぐに使えるというわけではございません。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○小寺委員（小寺正人君）

個人情報のね、開示に当たるから発行しましたよというのを個人、要するに請求した人、アンドロイドやったらどこでもできるんやから、沖縄に旅行してたついでに出すとかそんなはできるんでしょ。基本はね。

だからそれを発行しましたよっていうのは大阪に住んではる人に大阪の住所宛てに、あとで送ってくるとか、そういうことはしない。

○委員長（高尾靖子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課萩原です。

ごめんなさい、印鑑登録証明書でちょっと考えているのでコンビニ行ってやるということを考えてますので、何かオンライン申請とかそんなんではちょっとないので、その場で

交付っていうコンビニで交付っていうのになるんですけども、あとはマイナポータルで履歴とかは見えたりするんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

それでは、終結していいですね。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

○委員長（高尾靖子君）

第23号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課岡本です。

よろしく願いいたします。

それでは、第23号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

座って説明させていただきます。

本件につきましては、医療費の助成を受けることができる者の要件のうち、所得に関する事項を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、Side Books内の議案書11ページと、概要及び新旧対照表をあわせて御覧ください。

改正の主な内容は、これまで出生から18歳、高校3年生までのお子さんを対象に所得制限を設けて医療費の助成を行っていたところ、所得制限を撤廃して対象拡大を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和5年7月1日といたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に関わる医療費については、なお従前の例によるものとしたします。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

この条例を施行するにあたって、所得制限を撤廃した場合、豊能町で何人の方がこれに相当するのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課の岡本です。

今回新たに対象となる方は、今現在乳幼児医療証及びひとり親家庭の医療証も交付を受けてない方というふうに考えております。

対象人数といたしましては、250名程度というふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

いいですか。

吉田委員。

○吉田委員（吉田正子君）

これが施行されることによって、対象になれる方に対しての周知をどうされるんでしょうか。

どういうふうにお知らせされるんでしょう。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、岡本です。

今回、周知の方法といたしましては、個別の御案内というふうに考えております。

医療証を受けておられない新たな対象となる方につきまして、個別にチラシ等を同封した、御案内申請書も含めて同封してお送りするという予定をしております。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほど約250名の方を対象というふうに聞いたんですけども、これは7月から来年3月までという期間で250名という想定ですよ、これ。

想定なんですけど、これも金額的には26号の補正予算の中でですね、25ページに条例等に基づく扶助費として300万円上がってるんですけども、この金額でよろしいでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

この、今回扶助費の増額ということで補正予算、上げさせていただきました。

こちら300万円という見込みを出しておりますが、これは、今現在、医療の助成を受け

ている実績に基づいて算出したものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○永谷委員（永谷幸弘君）

ということは7月から3月までまた住民さんが転入されてこられて子どもさんがたくさん増えれば、当然また増えるということでまた補正等でまた出るということで、この解釈でいいですか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

委員おっしゃるとおり、あくまでも見込みというふうになっておりまして、実績とはずれる可能性がございます。

大きくずれが生じて、不足となったときにはまた補正予算を上げさせていただくことになる可能性もあると思っております。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、終結していいですね。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了

いたしました。

続きまして、その他について、委員間討議を行う事項は何かございませんか。

○委員（小寺正人君）

行政視察の件ですけど、衆議院の何か総選挙が、どうもありそうな解散風というのが吹いているということで、何か、7月23日にどうもありそうな情報が流れてますよね。

そしたらもう視察できる日も限られるので早く決めて、できるかどうかわかりませんが、早くみんなで決めたいなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

皆さん。

異議なし。

異議なしですね。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

私といたしましては、視察をするということを実施したいという考えで、後ほど、ちょっと提案させていただきたいと思っております。

以上、ほかに行政のほうからは何もございませんか。

（「ありません」の声あり）

以上で、本委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会にあたり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○上浦町長（上浦 登君）

はい。上浦でございます。

本日は提案をさせていただきました2つについてですね、慎重に御審査いただきまして

ありがとうございます。

本日提案させていただきましたのは、住民サービスの向上、それから、子育て環境の充実に向けての議案を提出させていただきました。

引き続きですね、本町は予算に限りがございますけれども、様々なサービス向上に向けてですね取り組んでまいりますので、引き続き、委員、議員の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます、本日、適正に御決定を賜りましたことをお礼を申し上げます、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（高尾靖子君）

これをもって、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後1時33分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長